

岩手県監査委員告示第28号

包括外部監査結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第13号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1 外部監査の種類

令和6年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県立試験研究機関の財務に関する事務の執行について

3 監査委員告示

令和7年3月4日付け岩手県監査委員告示第13号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

令和6年度包括外部監査の結果に係る措置状況について 令和8年5月8日及び同月18日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

ア 毒劇物受払簿の統一様式の使用周知徹底について（岩手県農業研究センター）

毒劇物の受払は、毒劇物ごとに受払簿を作成し、受払の都度記録することとなっており、受払簿の様式は「毒物及び劇物管理要領」の別紙様式1に定められているが、旧要領の様式を使用していたり、保管場所が記載されていなかったりする受払簿があった。

改めて受払簿の様式を整理し、記載すべき項目が網羅された最新の統一様式を使用するよう、各部・室課に周知徹底する必要がある。

イ 毒劇物受払簿の未作成について（岩手県農業研究センター）

作物育種研究室第二農薬庫に保管されているバダン粒剤4について、受払簿が作成されていなかった。

今後は、受払簿の未作成が生じないよう、すべての毒劇物につき網羅的に確認する必要がある。

ウ 毒劇物の保管方法について（岩手県農業研究センター）

毒劇物と普通物の農薬が混在して保管されていた。また、使用期限が切れているものと切れていないものも特に区分することなく混在していた。

「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日）（薬発第313号）（各都道府県あて厚生省薬務局長通知）によると、毒劇物の保管場所は他の物と区分された毒劇物専用の場所に保管することとされていることから、毒劇物を他の薬品と混在して保管することのないよう、毒劇物の保管方法を見直す必要がある。

エ 定期点検の実効性確保について（岩手県農業研究センター）

「毒物及び劇物管理要領」に従い、毎年10月に毒劇物の定期点検を行っており、令和5年度の管理状況点検報告書では、各部・室課ともすべての点検結果が○と報告されていたが、これまでに述べた指摘を鑑みると、すべての点検結果が○とは言えない状況であった。

したがって、例えば、実際に毒劇物を取り扱う職員が点検を行うのではなく、他部・室課の職員が行ったり、立ち会ったりするなどの方法を検討し、定期点検の実効性を確保する必要がある。

オ 納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて（岩手県農業研究センター畜産研究所）

県では、債権の管理に関する規則第8条において、特別な場合を除き、当該債権の履行期限の翌日から起算して20日以内に所定の様式により督促状を発する旨を定めているが、履行期限の翌日から起算して20日を大きく超過してから催告書面を送付していた案件があった。また、本件では、催告書面に期限の指定がなされていないため、自治令に定める督促の要件を満たしていなかった。

さらに、催告書面では、遅延利息の額を算定する場合には、会計規則第117条第1項に規定する違約金の徴収率（令和5年度は年2.5%）を適用することを想定しているが、本件は私債権に係る納入遅延であり、契約書等にも特段の合意がないことから、遅延損害金（遅延利息）の額を算定する上での適用利率は民法上の法定利率（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの法定利率は年3%）となり、仮に遅延損害金（遅延利息）が請求されていた場合には、誤った金額により請求されたおそれがあった。

今後、歳入に係る出納管理をより慎重に行うとともに、納入期限を過ぎてもなお納入されない場合には、速やかに債権者に対して支払いを促すとともに、それでもなお納入しない者に対しては、納入期限の翌日から起算して20日以内に法令等に基づく督促を行うよう徹底されたい。

また、遅延損害金（遅延利息）に係る取扱いを機関として整理し関連職員に周知するとともに、納入遅延防止策の一つとして、契約書や物品譲渡時の書面等に、納入期限までに代金が納入されない場合には民法上の法定利率等に基づく遅延損害金（遅延利息）を請求する旨の記載を追加することを検討されたい。

カ 家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について（岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室）

外部委託している家畜飼養等管理業務の一部について、契約予定額の積算にあたり、平成8年8月に県人事課により算定された種山畜産研究室の技能職員業務に係る総業務量を基礎としていた。これは30年近く前に算定されたものであり、業務の対象となる飼養頭数や凍結精液製造本数自体の減少、その他の作業手法の変更等による影響が反映されていない。

本契約は、会計規則第108条第1項及び会計規則運用通知1(10)により見積書の徴収を省略し、県の積算した契約予定額により委託契約を締結していることから、実態を踏まえたより慎重な契約予定額の積算が求められるものであり、あらためて現状を踏まえた家畜飼養等管理業務に係る業務量を積算し直す必要がある。また、毎年度の契約締結時においても、その都度変更の要否を確認し、必要な場合には業務量を修正する等、実態を反映した契約予定額となるよう運用を見直されたい。

キ システム出力帳票間の財産価格差異について（岩手県農業研究センター畜産研究所）

旧畜産研究所の建物について、個別財産の詳細が記載された「財産台帳」上の現在価格と、財産の一覧表である「財産総括表」上の現在価格に差異が生じており、何等かの理由により、財産台帳へ本来なされるべき再評価（3年毎に行われる減価償却見合いの評価減）による減少が反映されず、財産台帳に過大な現在価格が付されていることが判明した。早急にエラーを修正することが求められる。

ク 毒劇物の実在庫数量と受払簿在庫数量の不一致について（岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室）

毒劇物について、受払簿上の在庫数と実在庫数の間に差異があるものがあつた。

差異の発生原因を特定するとともに、都度の使用記録の上席者による確認や棚卸を適切に実施するといった、管理を今一度徹底すべきである。

ケ 毒劇物払い出しに対する上席者の確認漏れについて（岩手県農業研究センター畜産研究所）

畜産研究所本所では紙媒体にて記録簿を管理しているが、毒劇物「エストラメイト」の記録簿について、令和6年7月12日から同年9月17日までの間の計5回・22mlの払い出しに上席者3名の検印が付されていない。上席者による確認がなされていない状況が示唆されることから、適切な毒劇物の使用内容の確認をする必要がある。

コ 乳牛舎における在庫毒劇物の棚卸未実施について（岩手県農業研究センター畜産研究所）

管理要領では毎年4月と10月の年2回の棚卸の実施が定められており、棚卸の結果は記録簿に記録することとなるが、乳牛舎の記録簿において令和5年10月の棚卸の結果が記録されていない。管理する全ての毒劇物について棚卸を実施し、記録を残すべきである。

サ 試験研究成績書の作成について（岩手県農業研究センター県北農業研究所）

「岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領」第7より、各部長等は、試験研究成績書を毎年度末までに作成するとしているが、園芸研究室の令和4年度試験研究成績書は令和5年8月作成となっている。また、監査を実施した令和6年8月28日現在、園芸研究室、作物研究室とも令和5年度の試験研究成績書は未完成であった。

要領第7に定めるとおりに年度末までに試験研究成績書を作成する必要がある。

シ 毒物・劇物専用倉庫の鍵の管理について（岩手県農業研究センター県北農業研究所）

毒劇物盗難等防止マニュアルでは、鍵の管理者の決定、鍵の棚卸の実施、鍵の使用記録簿の作成を要求しているが、県北農業研究所ではダイヤル式南京錠を使用しているため、これらは行われていない。現状では、ロック解除番号が組織外の人間をも含めてどこまで伝わっているか不明であり責任の所在が不明確であることや、ロック解除番号を知っている人間が責任者の承認等を得ずに単独で毒物・劇物農薬へ到達可能である点に問題が認められることから、当該マニュアルに基づいて、鍵の管理者の決定、鍵の棚卸の実施、鍵の使用記録簿の作成等の管理を行うべきである。

ス 在庫毒劇物の棚卸未実施について（岩手県農業研究センター県北農業研究所）

毒物・劇物農薬の棚卸は、年1回年度当初に担当者と次長で実施しており、毒劇物受払簿の年度末残量と現物を照合、その実在性を確認しているとのことであるが、現状では実施したことを示す証拠が存在しない。

棚卸時に毒劇物受払簿を紙出力し、残量部分に棚卸を実施した者の押印またはサインを残すことで、棚卸の実効性を確保できると考えられる。その他、棚卸について、年度末の実施に加え、特にタイミングを決めずに年間に複数回実施することも不正の機会を低下させる有効な方法であり、検討が望まれる。

セ 物品実査の方法について（岩手県水産技術センター）

備品の実在性や備品一覧表の網羅性について確認したところ、物品は実在するが備品一覧表の記載がないものが発見された。

会計規則にしたがって物品の管理を行うためには、備品一覧表に記載の物品があるかどうかや良好な状態かどうかの確認はもちろん必要となるが、施設内にある物品が網羅的に備品一覧表に記載されていることについても定期的に確認する必要がある。

ソ 毒物劇物管理簿の承認印について（岩手県水産技術センター）

毒劇物の管理について、薬品庫に毒物及び劇物を保管しており、薬品庫を施錠する鍵についても「薬品庫カギ持ち出し簿（劇物：各部用）」に持ち出し者や使用時間等を記載の上、部長の確認印を押印することで管理しているが、鍵の返却時間が記載されていないにもかかわらず、部長の確認印が押されていたものがあつた。書類の記載内容や押印のやり方等ルールを再度徹底し、毒物及び劇物の管理に必要な措置を講じなければならない。

タ 委託業務実績報告書の未徴取について（岩手県内水面水産技術センター）

種苗生産配布業務委託について、毎月業務完了後速やかに「委託業務完了報告書」に「委託業務実績報告書」を添付し、県に提出しなければならないとされているが、令和5年4月分の「委託業務完了報告書」に「委託業務実績報告書」が添付されていなかった。

今後は、必要書類の徴取が漏れることの無いよう、留意する必要がある。

チ 委託業務の範囲の見直しについて（岩手県内水面水産技術センター）

養殖組合に委託している種苗生産配布業務について、業務内容に示されている成魚等の出荷作業とは内水面水産技術センターから他へ成魚等を売却し引き渡すことであるが、成魚等の売却については、センターから養殖組合へ一旦売却され、同組合から養殖業者・観光業者へ売却されることから、養殖組合に所有権がある成魚等を養殖業者・旅館ホテル等へ売却する行為に対し、県が委託料を支払っていることとなるため、適切ではない。また、その売却収入が県ではなく養殖組合の収入となる点からも、当該行為に対し委託料を支払うことは適切ではない。

県は、成魚等の出荷作業を委託業務の範囲から除くなどの見直しを行う必要がある。なお、委託業務の範囲を見直した場合には、委託料の積算も見直す必要がある。

ツ フェンス修繕工事請書に割印がないことについて（岩手県内水面水産技術センター）

令和5年度に実施したフェンスの修繕工事について、契約書類がホッチキス止めに綴られており、割印が付されていなかった。

県の「行政文書管理規程」では「書類の枚数が2枚以上にわたるものは、その両面にかけて、割印を押印しなければならない」と規定されており、割印は、契約書類が複数枚にて構成される場合に、各書類にまたがって印影が残るように押印する行為であり、契約書類の改ざんを防ぐ効果があることから、契約書類には適切に割印を付す必要がある。

テ 科学研究費で取得した物品に係る寄付の会計処理について（岩手県生物工学研究所）

（公財）生物工学研究センターでは、研究員が科学研究費で購入した設備等を各種規定に基づき（公財）生物工学研究センターに寄付をすることを求めているが、寄付された設備等は固定資産物品台帳における管理は行われているものの、会計処理が実施されていないことが判明した。

設備等の寄付が行われた場合には、単に固定資産物品台帳に記載して管理するだけでは不十分であり、帳簿上も資産として受入れ、会計処理を行う必要がある。なお、（公財）生物工学研究センターは公益財団法人であるため、公益法人会計基準に準拠して、その会計処理を行わなければならない。

ト 物品台帳の記載漏れについて（岩手県生物工学研究所）

現物の備品からサンプルを抽出し、備品管理一覧表との突合を行ったところ、記載漏れ等が発見された。

使用している備品については、台帳に登録し適正な管理が求められる。また、故障し、使用の予定がなければ早めの廃棄処分が必要となる。一度各備品の使用状況や台帳への登録の有無を再確認し、不用な備品については処分を進め、必要な備品については備品シールや台帳への記載の有無を確認することが必要である。

ナ 毒物及び劇物の数量管理及び棚卸について（岩手県生物工学研究所）

（公財）生物工学研究センターの医薬用外毒物管理表では、「確認日／在庫量」に記載後、一度も使用することなく、表の「使用日／残量」が空欄になっている薬品が多く存在していた。医薬用外毒物は年度末に管理部が棚卸を行っているが、医薬用外劇物は棚卸を行う体制になっていないとのことであり、改善の必要がある。

毒物及び劇物取締法第11条第1項では、毒物又は劇物の取扱いについて、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と定められている。盗難や紛失の防止には、保管場所や施錠の管理等直接的に盗難等ができないような準備も必要であるが、盗難や紛失が起こったときには可能な限り早めに発見できる仕組みの構築も必要となることから、実地棚卸を定期的実施することが必要である。

(2) 措置内容

ア 毒劇物受払簿の統一様式の使用周知徹底について（岩手県農業研究センター）

令和7年2月に、センター内各所属長（部長）に対し、毒劇物の受払簿について、「毒物及び劇物管理要領」に定める様式の使用徹底を周知し、旧要領の様式を使用している場合は現行様式へ転記するよう指示した。

令和7年3月に、全ての毒劇物受払簿について、「毒物及び劇物管理要領」に定める様式が使用されていること（転記の完了）を確認した。

イ 毒劇物受払簿の未作成について（岩手県農業研究センター）

令和7年3月に、作物育種研究室が第二農薬庫に保管しているバダン粒剤4の受払簿を作成した。

併せて、センター内に保管している全ての毒劇物について、受払簿が作成されていることを確認した。

ウ 毒劇物の保管方法について（岩手県農業研究センター）

令和7年3月に、センター内全ての毒劇物保管場所の整理を実施し、毒劇物と普通物を区分し、毒劇物を専用の保管場所に保管した。

併せて、使用期限切れの農薬については、保管場所を明確に分け、混在状況を解消するとともに、処分を行った。

エ 定期点検の実効性確保について（岩手県農業研究センター）

令和7年6月に、「毒物及び劇物管理要領」に基づく点検の在り方について、農業研究センター、畜産研究所及び県北農

業研究所の現状把握、問題点の整理を行った。

上記を踏まえ、令和7年9月に「毒物及び劇物管理要領」を改正し、毎年10月に行っていた年1回の定期点検を年2回に増やすこと、毒劇物を取り扱う職員以外の職員による定期点検を実施すること、毒劇物の点検報告書に合わせ毒劇物の受払簿の提出を求めることなどの改正を行うとともに、その他定期点検の報告様式の見直し等を行った。

オ 納入期限までに納入されない歳入の取扱いについて（岩手県農業研究センター畜産研究所）

令和7年7月に、納入期限までに代金が納入されない場合の督促書面について、督促書面への指定納期限、遅延損害金（遅延利息）の適用や利率を明記することを定めるなど納入遅延に係る取扱いを整理したほか、財務会計システムで収納状況を確認し、納期限内に納付されない場合には、納期限の翌日から20日以内に督促を行うことを徹底するなど、所内職員に周知した。

カ 家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について（岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室）

家畜飼養管理等業務委託に係る契約予定額の積算について、令和7年度から、業務の対象となる飼養頭数や凍結精液製造本数、作業工程等の実態を踏まえ業務量等の契約内容を精査した上で、積算し、以降、毎年度の契約締結時にも確認することとした。

キ システム出力帳票間の財産価格差異について（岩手県農業研究センター畜産研究所）

旧畜産研究所の建物に係る財産台帳上の現在価格について、令和6年12月に、管財課から財務会計システムベンダーに対し、「財産総括表」上の現在価格へのデータ修正依頼を行い、同月中にベンダーよりデータの修正完了報告及び修正版の財産台帳の納付を受け、管財課から財産所管部局である農林水産部に送付し、共有が完了した。

ク 毒劇物の実在庫数量と受払簿在庫数量の不一致について（岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室）

令和6年9月に、研究室内に保管している全ての毒劇物について、受払簿上の在庫数と実在庫数を確認し、差異があったものについて、受払簿上の在庫数を修正した。

受払簿上の在庫数と実在庫数の差異については、電子データ上の数式の誤入力などに起因することが多いことから、令和6年10月から受払簿を紙様式とし、使用の都度、上席者が受払簿上の在庫数と実在庫数を確認し、押印するとともに、棚卸の間隔を半年から毎月に変更した。

なお、業務効率化の観点に基づき、今後、受払簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。

ケ 毒劇物払い出しに対する上席者の確認漏れについて（岩手県農業研究センター畜産研究所）

毒劇物の記録簿について、所内職員に対し、令和6年9月に、払い出し後に管理者の検印を受けることを周知徹底したほか、在庫毒劇物の棚卸について、令和6年10月に運用を見直し、毎月1回棚卸を行い、記録簿の記録と検印を行うこととした。

なお、業務効率化の観点に基づき、今後、記録簿の電子化を進めていく必要があることから、アクセス権の制限や改ざん防止機能の付与、適切なバックアップ等など、電子媒体での適切な管理方法についても、検討を進めていく。

コ 乳牛舎における在庫毒劇物の棚卸未実施について（岩手県農業研究センター畜産研究所）

在庫毒劇物の棚卸について、令和6年10月に運用を見直し、毎月1回棚卸を行い、記録簿の記録と検印を行うこととした。

サ 試験研究成績書の作成について（岩手県農業研究センター県北農業研究所）

令和5年度試験研究成績書について、令和6年9月に作物研究室分を作成し、令和7年1月に園芸研究室分を作成した。

「岩手県農業研究センター試験研究推進計画進行管理要領」第7について、試験研究に係る調査等は年度末まで実施するため、その試験研究成績書を年度内に完成させることは現実的でないことから、農業研究センター本部において、令和7年3月25日付けで、毎年度末までに担当者が試験研究成績書の原案を作成、翌年度の4月に最終の研究成果・実績値を整理し、5月に所内での確認や修正を行った上で、6月末日までに試験研究成績書を作成するよう改正した。

シ 毒物・劇物専用倉庫の鍵の管理について（岩手県農業研究センター県北農業研究所）

農薬庫の施錠方法について、令和7年3月に、ディンプルキー型キー式の南京錠へ変更し、鍵の管理を次長が行うとともに、鍵の使用記録簿について、令和7年4月より運用を開始した。

また、棚卸の実施時期について、年度当初の年1回から、10月を加えた年2回に増やしたほか、必要に応じて不定期に実施する。

ス 在庫毒劇物の棚卸未実施について（岩手県農業研究センター県北農業研究所）

在庫毒劇物の棚卸の実施方法について、令和7年4月に、「毒物及び劇物管理要領」の運用の見直しを行い、実施結果を記入する毒劇物受払簿に、パスワードロックをかけた確認欄を作成し、管理責任者が確認することとした。

併せて、棚卸の実施時期について、年度当初の年1回から、10月を加えた年2回に増やしたほか、必要に応じて不定期に実施する。

セ 物品実査の方法について（岩手県水産技術センター）

所内の物品について、令和7年10月までに備品台帳との突合を行い、12月までに廃棄する物品をリスト化した。

なお、備品一覧表に未記載の物品については、台帳に追加登録すべき物品がないことが確認できたことから、廃棄する物品として上記リストに追加した。

リスト化した廃棄物品については、予算の範囲内で令和8年3月に産業廃棄物処理の委託契約を行い、廃棄した。

今後も、使用見込みがなく、不用と判断した物品について、処分に必要な予算を確保次第、予算の範囲内で廃棄を進める。

。

併せて、所内の物品について、備品一覧表への記載など会計規則に従った管理をセンター職員に供用の都度、徹底するとともに、毎年度、定期的に棚卸を行い、備品台帳との突合を行う。

ソ 毒物劇物管理簿の承認印について（岩手県水産技術センター）

薬品庫を施錠する鍵の取扱いについて、令和7年4月の所内全体会議において、センター全職員に対し、「薬品庫カギ持ち出し簿（劇物：各部用）」への持ち出し者や使用時間等の記載及びその後の部長の確認印の押印などの周知徹底を図るとともに、毒物は管理担当者（副所長兼漁場保全部長）及び所属部長、劇物は各所属の部長から、持ち出しと返却の都度、記録の確認と検印の徹底を行うこととした。

タ 委託業務実績報告書の未徴取について（岩手県内水面水産技術センター）

未徴取であった令和5年4月分の「委託業務実績報告書」について、委託先の岩手県内水面養殖漁業協同組合から令和6年11月に徴取した。

報告書の徴取漏れの防止に向け、毎月の委託料支払事務に係る決裁過程で報告書の徴取状況を確認するとともに、令和7年4月に、会計事務自己点検の項目に、委託業務実績報告書の確認を追加した。

チ 委託業務の範囲の見直しについて（岩手県内水面水産技術センター）

令和7年度の種苗生産業務委託において、成魚等の出荷作業を委託業務の範囲から除くとともに、委託料の積算を見直した。

ツ フェンス修繕工事請書に割印がないことについて（岩手県内水面水産技術センター）

契約に係る決裁過程で割印を確認するとともに、令和7年4月に、会計事務自己点検の項目に、契約書類の割印の確認を追加した。

テ 科学研究費で取得した物品に係る寄付の会計処理について（岩手県生物工学研究所）

科学研究費で購入した設備等について、固定資産台帳兼減価償却計算表を新たに整備し、管理することとし、令和7年3月までに過年度購入分を整備済みであるほか、令和7年度分は購入の都度記入している。

併せて、公益法人会計基準に従い、帳簿上も資産として計上し、減価償却を行っている。

ト 物品台帳の記載漏れについて（岩手県生物工学研究所）

令和7年8月に備品管理一覧表と現物の突合を行い、使用状況を確認し、使用中のもの、修理が必要なもの、廃棄するものに分類し、使用中の備品については、台帳への登録及び備品シールの貼付を確認した。

併せて、修理が必要な備品及び廃棄する備品については、予算の範囲内で修理及び廃棄を行い、廃棄した備品については、備品管理一覧表から削除した。

ナ 毒物及び劇物の数量管理及び棚卸について（岩手県生物工学研究所）

令和7年3月、センター内の医薬用外毒物に加え、医薬用外劇物の棚卸を実施した。

また、令和7年8月26日付けで、医薬用外劇物の在庫量の定期点検を行うことを明記した「毒物及び劇物管理細則」を策定し、令和7年11月1日から施行し、令和8年1月に毒劇物の在庫量の点検を実施した。